

介護サービス情報の公表制度

報告の手引き

令和6年度

目 次

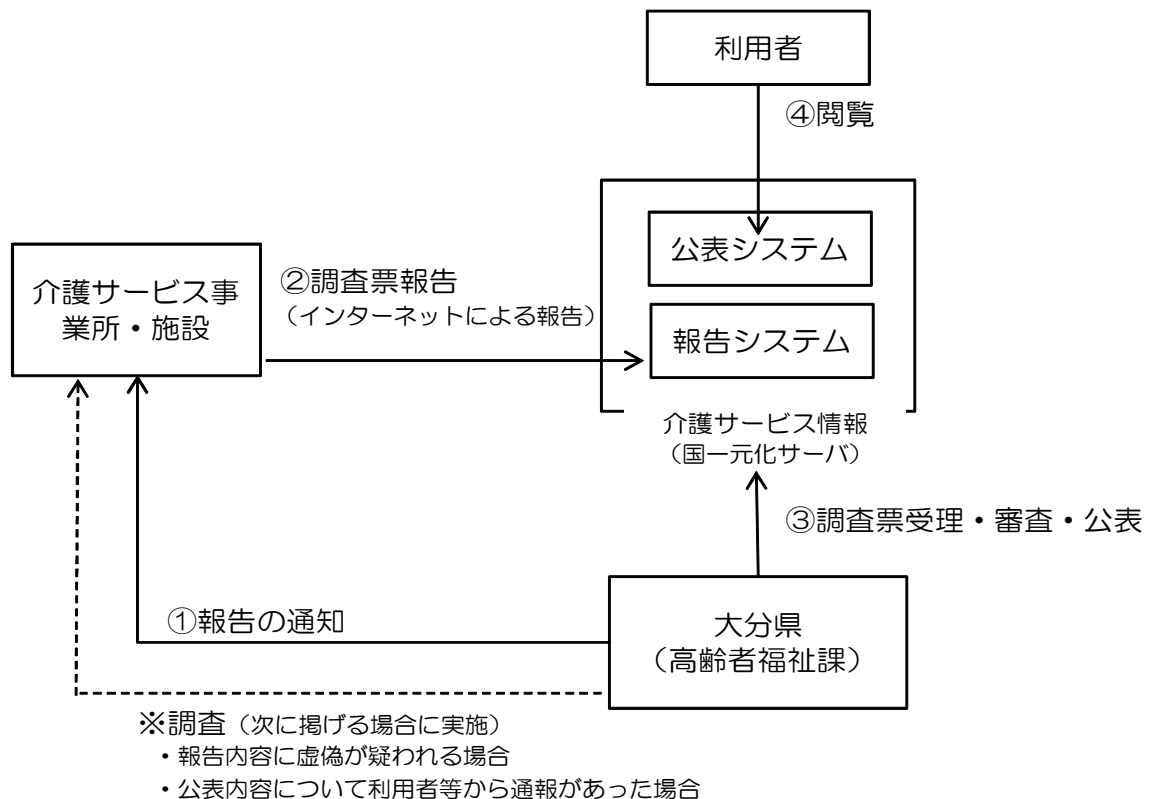
報告から公表まで	・・・	P1
別紙 令和6年度公表の対象となるサービス	・・・	P6
(様式1) 「介護サービス情報の報告」に係る 調査票の郵送依頼状	・・・	P7
(様式2) 介護サービス情報の報告について	・・・	P8

1 「介護サービス情報の公表」とは

介護保険制度は、利用者が自らサービスを選択し、契約に基づき利用する制度です。

利用者がサービスを利用する際に、介護サービスや事業所・施設を比較検討し適切な選択ができるよう、平成18年4月から、介護サービスを行っている事業者には介護サービスの内容等に関する情報を公表することが義務づけられています。

2 「介護サービス情報の公表」の流れ



3 公表対象サービス

(1) 公表の対象となるサービス

令和6年度は54サービス(調査票の様式は35種類)が公表の対象となります。[別紙](#)をご覧ください。

(2) 公表対象サービスの考え方

平成23年度までは、一体的な報告を行うサービス区分によって報告対象(義務)が決まっていました。例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみ介護報酬の支払い実績が100万円を超えていた場合、訪問看護に加え、介護予防訪問看護も報告・公表の対象となっていました。

平成24年度からは、個々のサービスごとに報告対象(義務)が決まります。前述の例では、訪問看護のみが対象となります。ただし、自ら希望し介護予防訪問看護の報告する場合に報告することを妨げるものではありません。

4 公表の対象となる事業者

公表対象サービスを提供する介護サービス事業者のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 計画の基準日前の1年間において提供を行った介護サービスに係るサービスの対価として支払を受けた金額（介護報酬額）が100万円を超えるもの

※該当事業者は、令和6年度公表計画の別表に掲載しています。

（計画の掲載場所）大分県介護保険のページ

<http://www.pref.oita.jp/site/144/24kaigo-service-kouhyou.html>

(2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、新たに介護サービスの提供を開始するもの

(3) 休止中の事業所が令和7年3月末日までに再開するもの

5 公表の対象とならない事業者

令和6年度公表計画の別表に掲載されている事業所を、休止又は廃止した場合は、報告・公表の対象外となります。ただし、休止中の事業所が令和7年3月末日までに再開した場合は、報告が必要です。

6 公表される「介護サービス情報」の内容

公表される情報は、「基本情報」（介護保険法施行規則別表第1に規定する情報をいう。）及び「運営情報」（同規則別表第2に規定する情報をいう。）から構成されています。

(1) 基本情報

名称、所在地、営業時間、サービス従業者の数、利用料等

(2) 運営情報

利用者の権利擁護の取組、サービスの質の確保の取組、相談・苦情等への対応等

・上記4(1)の事業所においては、「基本情報」と「運営情報」を報告してください。

・上記4(2)及び(3)の事業所においては、「基本情報」を報告してください。

(3) 事業所の特徴

報告が必要な「(1)基本情報」及び「(2)運営情報」のほかに、平成24年度から「事業所の特徴」を任意で登録することができるようになっています。サービス内容の特色や、定員に対する空き状況等を、事業所の任意で、写真や動画を含めて登録することができます。なお、登録の際は、大分県条例に「事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない」と規定されていることに十分留意してください。

(4) 緊急連絡先

システム上に入力する際、緊急連絡先を入力するようになっています。災害時の緊急連絡先として使用する場合があるので間違いのないように入力してください。

7 報告の方法等

(1) 報告の方法

①インターネットによる報告

報告は、原則インターネットによる報告となります。「介護サービス情報報告システム」にログインして、必要な事項を入力して提出してください。

介護サービス情報報告システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/44/>

○報告システムの操作マニュアルは、以下のページに掲載していますので、ダウンロードしてご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/144/24kaigo-service-kouhyou.html>

○調査票の記載要領は、以下のページに掲載していますので、ダウンロードしてご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/144/24kaigo-service-kisaiyouryou.html>

※操作に関する事項、調査票の記載内容に関する事項を、県にお問合せいただく場合は、上記の操作マニュアル及び記載要領を確認したうえで、問合せをしてください。

②インターネット環境がない場合の報告の方法

インターネット環境がない事業所・施設については、P7の(様式1)「「介護サービス情報の報告」に係る調査票の郵送依頼状」に必要事項を記入し、FAXにて大分県高齢者福祉課へご連絡ください。

調査票様式と緊急連絡先確認票を郵送しますので、必要事項を記入のうえ、P8の(様式2)「介護サービス情報の報告について」及びチェックリストと併せて提出してください。

(2) 調査票の様式

平成24年度から、本体サービスと介護予防サービスの様式が一体化されました。

一体化された様式には、

- ・本体サービスに限定した項目(指定年月日、加算の状況、要介護者へのサービス提供実績等)
- ・介護予防サービスに限定した項目(指定年月日、加算の状況、要支援者へのサービス提供実績等)
- ・本体サービスと介護予防サービスに共通した項目(事業所を運営する法人に関する事項等)

が含まれています。

例えば訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみが報告対象となっている場合、介護予防サービスに係る項目について報告義務はありませんが、自ら希望する場合に報告することを妨げるものではありません。

なお、公表画面（ホームページ「介護サービス情報公表システム」）においては、本体サービスと介護予防サービスが一体的に公表されます。報告において「介護予防サービスの指定年月日」欄に情報を記入することにより、公表画面において「介護予防サービスの実施あり」と表示されます。

（３）調査票記載上の留意事項

「介護サービスの情報の公表」は、介護サービス事業者自らが、利用者の選択に役立つものとしてあらかじめ標準化された情報を公表するものです。これは、介護サービス事業者の責任において、情報を公表する仕組みで、したがって公表された情報の内容がサービス提供の現場で実現されているか否かの責任は、介護サービス事業者が有することとなります。

報告に際しては、事実と異なる記載を行わないでください。また、チェックリストに従い、必ず全項目について確認のうえ、誤りがないようにしてください。

※虚偽報告が判明した場合、改善命令を行い、従わない場合には事業所や施設の指定・許可の取り消しや、効力の停止を行うことがあります。

※調査票のチェックリストは、以下のページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。チェックリストの提出の必要はありません。（調査票を紙媒体で提出する場合を除く。）

<http://www.pref.oita.jp/site/144/24kaigo-service-kisaiyouryou.html>

（４）報告の期限

通知文書に記載しています。

８ 調査

介護保険法の改正により、平成24年度から、調査は「都道府県知事が必要と認める場合」に、都道府県の定める指針に基づき行うこととされました。

大分県においては、県指定調査機関の調査員による年1回の訪問調査は廃止し、

○報告内容に虚偽が疑われる場合

○公表内容について利用者等から通報があった場合

に県が調査を行います。

９ 手数料

平成23年度から、公表手数料及び調査手数料を廃止しています。

10 情報の公表

（１）公表時期

公表計画に基づき、原則報告期限の翌月に公表します。

（２）公表方法

インターネット上で公表します。

「介護サービス情報公表システム」

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/44/>

(3) 公表の停止

事業所の休止又は廃止を大分県の事業者台帳により確認した場合、公表を停止します。その後、廃止、辞退の事業所は、過去のデータも含め公表データを削除します。

1.1 公表内容の修正（訂正、変更）

(1) 公表前の修正

調査票をいったん提出すると、公表が行われるまで事業所で修正することはできません。公表前に調査票の内容を修正したい場合は、大分県高齢者福祉課までご連絡ください。県で「受理取消」を行うことで、再度事業所において、「記入」「登録」「提出」ができるようになります。

(2) 公表後の修正

事業所において修正し、再提出してください。再提出後は、県で内容を確認し、変更した内容を公表します。

※介護保険法上の変更届出が必要な項目については、別途、変更届出書の提出が必要です。

1.2 留意事項

公表対象の事業者が公表を行わない場合、公表命令を行い、従わない場合には事業所や施設の指定・許可の取り消しや、効力の停止を行うことがあります。

システムにて記入登録後「提出」をし忘れていた事業者は、未報告の扱いになります。提出されていない記入登録内容は、公表することができません。「提出」処理を必ず行ってください。

1.3 お問い合わせ先・調査票の提出先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部高齢者福祉課 介護サービス事業班

TEL 097-506-2683

FAX 097-506-1737

◆受付時間

月曜日から金曜日（祝祭日除く）

9:00～12:00 13:00～17:00

令和6年度公表の対象となるサービス

別紙

グループ	調査票	サービス名
1	1	訪問介護
	2	夜間対応型訪問介護
2	3	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
3	4	訪問看護、介護予防訪問看護
4	5	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
5	6	通所介護
	7	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
	8	療養通所介護
	9	地域密着型通所介護
6	10	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
7	11	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
	12	特定施設入居者生活介護〔有料老人ホーム・外部サービス利用型〕、介護予防特定施設入居者生活介護〔有料老人ホーム・外部サービス利用型〕
	13	地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	14	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
	15	特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
	16	地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	17	特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）
	18	特定施設入居者生活介護〔サービス付き高齢者向け住宅・外部サービス利用型〕、介護予防特定施設入居者生活介護〔サービス付き高齢者向け住宅・外部サービス利用型〕
	19	地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）
10	20	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
	21	特定福祉用具販売、介護予防特定福祉用具販売
11	22	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
12	23	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同介護
13	24	居宅介護支援
14	25	介護老人福祉施設
	26	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
	27	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
15	28	介護老人保健施設
	29	短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
16	30	介護療養型医療施設
	31	短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
17	32	介護医療院
	33	短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
18	34	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
19	35	複合型サービス

この様式はインターネット環境がなくシステム報告ができない場合に使用してください。

(様式1)

※この依頼状はFAXにより提出してください

「介護サービス情報の報告」に係る
調査票の郵送依頼状

大分県高齢者福祉課 行き

FAX番号 097-506-1737

令和 年 月 日

事業所・施設名
()
事業所番号
()
所在地(郵便番号 —)
| |
連絡先電話番号 ()
担当者名 ()
報告する介護サービスの種類
()

介護サービス情報の報告に係る調査票について、紙(文書)により郵送してください。

この様式はインターネット環境がなくシステム報告ができない場合に使用してください。

(様式2)

令和 年 月 日

大分県高齢者福祉課長 殿

(所在地又は住所)

事業者

(名称又は氏名)

印

介護サービス情報の報告について

介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、下記の事業所又は施設に係る介護サービス情報を報告します。

記

- 1 報告に係る事業所又は施設の名称、所在地等（複数記入可）
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 報告に係る介護サービスの種類（複数記入可）
 - (4) 介護保険事業所番号
- 2 報告を行う介護サービスの情報
 - (1) 基本情報
 - (2) 運営情報
- 3 調査票の報告方法
 - (1) 紙媒体（文書）での報告